

相談支援事業所運営規定

特定相談支援事業、障害児（者）相談支援事業所

特定非営利活動法人 さんぽ

相談支援事業所 つぼみ

(事業の目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 さんぽ が開設する相談支援事務所つぼみ（以下「事業所」という。）が行う特定相談事業支援の事業、及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に選択されるよう配慮して行われるものとする。

2 特定相談支援事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービス機関と

連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 特定相談支援事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が種類又は特定の障害福祉サービスの事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4 前3項のほか、関係法令等を尊重し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

相談支援事業所 つぼみ

(2) 所在地

宮崎県日南市大字星倉 50 番

(職員の職種 員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) ・相談支援専門員 1人

・相談支援専門員の有する資格 介護福祉士

・経験年数

指導員 2年 児童指導員 2年

生活支援員 2年

相談支援専門員 2年

相談支援専門員は、利用者の生活全般にかかる相談、サービスの利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。

但し8月13日から8月15日

12月29日から1月3日を除く

(2) 営業時間 サービス提供時間

午前9時から17時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活全般に係る相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供

(3) サービス利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び評価

(4) 訪問による継続的なモニタリング

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(計画作成対象障害者等から受領する費用及びその額)

第7条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画作成対象障害者とうから計画相談支援給付費及び障害児(者)相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 計画作成対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払いを計画作成対象障害者等から受け取ることができる。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業による交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者等から徴収するものとする。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った計画作成対象障害者等に支払うものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業者は、指定計画相談支援等を提供して計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費または、訓練給付費等の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限額(令第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同。)又は、高額障害福祉サービス費算定基準額(令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ)を超えるときは、指定相談支援事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、日南市、宮崎市、串間市全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第10条 事業の主たる障害の種類
全障害の障害児(者)

(虐待防止のための措置)

(

第11条 放課後等デイサービスの提供に対する障害児の人権擁護、虐待防止に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置苦情解決体制の整備、職員に対する研修、その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 虐待防止の事業所で下記の事に取り組み、虐待防止に努めます。

- ・利用児の見守りと職員間の情報共有
- ・自治体が行う研修に受講する。その後研修者がほかの職員に研修を行う
- ・法人で行う月末の研修で行う
- ・虐待防止委員会の設置

虐待防止委員会	責任者	管理者	1名
	虐待防止委員	児童発達管理責任者	4名
		相談支援専門委員	
		以上6名で構成	

2 身体拘束のやむを得ない場合の理由とその対処

- ・切迫性 利用者本人またはほかの路用者等の生命または身体が危険な可能性が著しく高い
(身体拘束を行う必要があるので施設利用者の生命や身体が危険な可能性が著しく高い状態)
- ・日代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外代替案がない
(身体拘束を行わないすべての方法を職員内で検討した上で代替方法がない場合)
- ・一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。
(利用者にとって最も短い拘束時間を想定して行わなければならない)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施す等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第24条の3第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員から質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及

び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項又は児童福祉法57条の3の第3項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、障害者自立支援法第51条の27第2項及び児童福祉法第57の3の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児童相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。

7 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定による行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第14条 事業者は利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との契約内容とする。
- 4 事業所は他の特定相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品を呼び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人さんぼと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規定は、令和8年4月1日から施行する。